

ご 注 意

地盤の許容応力度及び基礎杭の許容支持力は、国土交通大臣の定める方法によって地盤調査を行い、その結果に基づき定めなければならないと規定されています。（建築基準法施行令第93条）

地盤構成並びに各地層の性状は、場所ごとに千差万別であることから、敷地（状況においてはその周辺も含めて）の地盤調査によって地盤構成等を的確に把握し、その結果に基づいて建物をどの地層に支持させるかを決定する必要があります。

したがって、本資料は計画段階における参考資料としてご活用ください。

栃木県県土整備部建築課

案内図



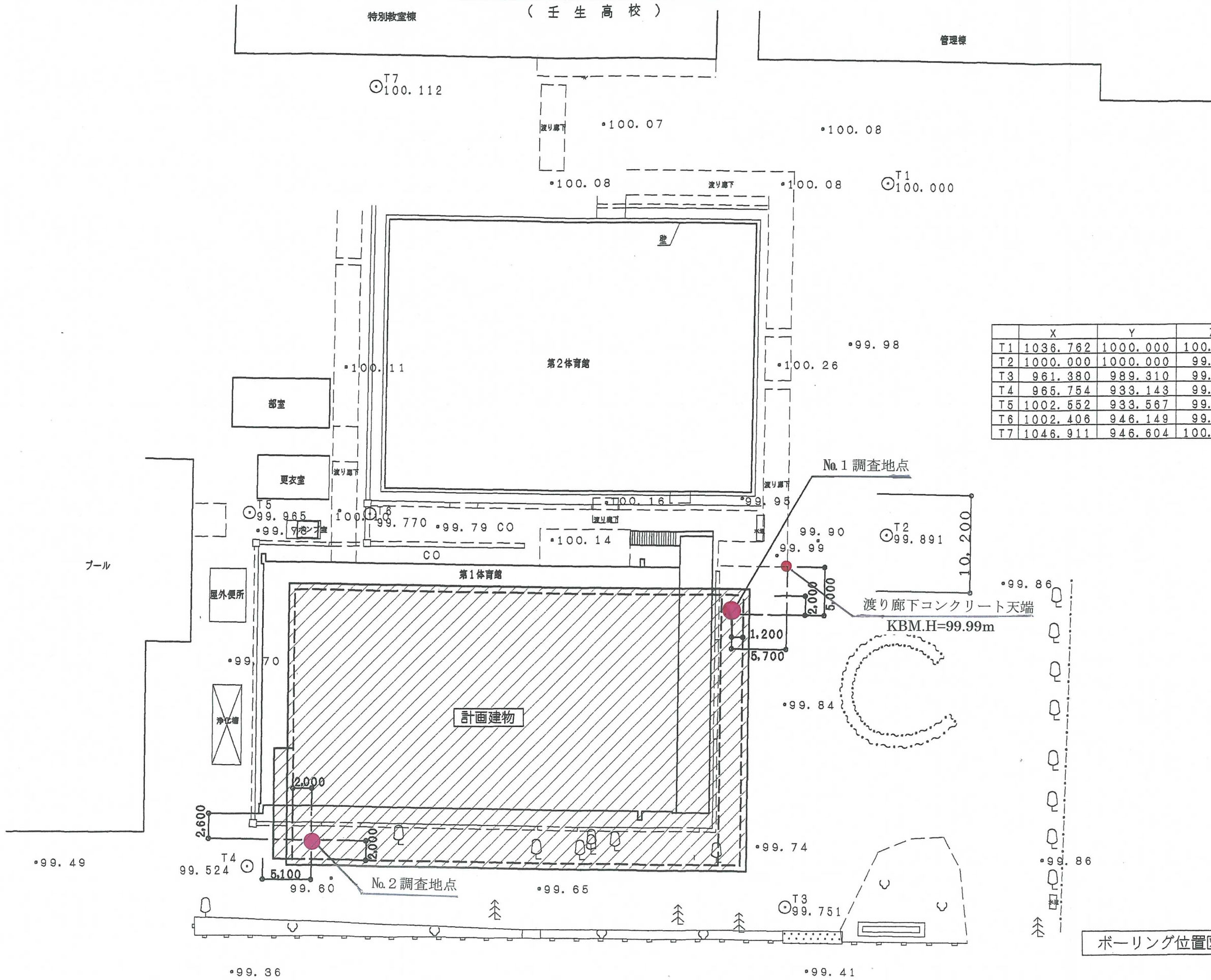
壬生町

調査地

調査位置図

配置測量図 S=1:400

(壬生高校)



	X	Y	Z
T1	1036.762	1000.000	100.000
T2	1000.000	1000.000	99.891
T3	961.380	989.310	99.751
T4	965.754	933.143	99.524
T5	1002.552	933.567	99.965
T6	1002.406	946.149	99.770
T7	1046.911	946.604	100.112

ボーリング位置図 1:400

